

浜松市浜北区同報無線通報基準

平成17年4月1日制定

平成19年4月1日改正

この基準は、「浜松市浜北区同報無線及び防災行政無線管理運用規程」に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1 定時通報の時間帯は、次のとおりとする。

第1回	午前7時30分	時	報	一般広報
第2回	正午	時	報	一般広報
第3回	午後5時	時	報	一般広報

2 通報内容についての基準

(1) 通報してよいもの

ア 災害に関するもの

(ア) 地震、台風、火災その他非常事態に関するもの

イ 市政に関するもの

(ア) 交通安全、環境美化運動などの市民の協力・理解を必要とするもの

(イ) 市が主催又は後援する不特定多数の参加者がある行事で、参加者が開催及び中止を判断しにくい場合のもの

(ウ) 区全域で行われる地震防災訓練に関するもの

(エ) 広範囲にわたる上水道の断水に関するもの

ウ 人命及び財産に関するもの

(ア) 浜北警察署長から要請を受けた迷い子、行方不明者の捜索に関するもの

ただし、現に保護され、生命に危険がない者については、できる限り通報は控え、他の方法によって保護する者の確認に当たる。

(イ) 浜北警察署長から要請を受けた危険物(劇薬、火薬、毒物等)の紛失及び誤った販売品の照会

(ウ) 上記以外で浜北警察署長からの要請を市長が認めたもの

(エ) 食中毒警報など市民の身体に危険が及ぶものの情報

(2) 通報しないもの

ア 地区又は自治会、町内会に関するもの

地区又は自治会、町内会が主催する各種競技会及び会議等の開催、中止の案内

イ 各種団体、学校の諸行事に関するもの

(ア) 商店連盟、商店等の売出し案内

(イ) 学校行事の開催、中止の案内

ウ 民間及び個人に関するもの

(ア) 会社及び個人が主催する諸行事の開催、中止の案内

(イ) 個人から要請を受けた迷い子、行方不明者の捜索に関するもの

エ その他

動物、落し物、放置物などの照会

ただし、狂犬病等人間に危害を及ぼすおそれのある動物が逃げた場合については、浜北警察署長と協議のうえ、通報することができる。

3 通報担当

緊急放送及び臨時放送を行う場合、市役所の通常の勤務時間内にあつては浜北区役所区民生活部総務企画課、勤務時間外にあつては浜北消防署の職員が行うものとする。

ただし、勤務時間外において地域を限定して放送する場合は、浜北区役所区民生活部総務企画課が行うものとする。